

事務連絡
平成27年3月13日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、今般、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成27年厚生労働省告示第57号)が公布され、平成27年4月1日から適用されることとされたことに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」(平成26年3月5日事務連絡)を次のように改正し、平成27年4月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

1 別表Ⅱ区分185の次に次のように加える。

186 気管支手術用カテーテル

B002186

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改正後

(別表)

I 医科点数表の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及び機能区分コード

186	気管支手術用カテーテル	B002	186						
-----	-------------	------	-----	--	--	--	--	--	--

改正前

(別表)

I 医科点数表の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及び機能区分コード

186	気管支手術用カテーテル								
-----	-------------	--	--	--	--	--	--	--	--

(参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成 26 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>I 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>(1)~(100) (略)</p> <p><u>(101) 気管支手術用カテーテル</u></p> <p><u>ア 気管支手術用カテーテルを用いた手技に関する所定の研修を修了した医師が使用した場合に限り算定できる。</u></p> <p><u>イ 気管支手術用カテーテルは以下のいずれにも該当する患者に対して使用した場合に限り算定できる。</u></p> <p><u>a 18 歳以上の患者</u></p> <p><u>b 高用量の吸入ステロイド薬及び長時間作用性 β_2 刺激薬の使用により、喘息症状のコントロールが不十分又は不良である患者</u></p> <p><u>c 気管支鏡による手技が可能な患者</u></p> <p><u>ウ 気管支手術用カテーテルは 1 回の手術につき、1 本を限度として算定できる。また、同一患者につき 3 本を限度として算定できる。</u></p> <p><u>エ 気管支手術用カテーテルの算定に当たっては、当該材料を使用した患者について、診療報酬明細書に症状詳記を添付すること。</u></p>	<p>I 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>(1)~(100) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成26年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(別表)</p> <p>Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格001~185 (略)</p> <p><u>186 気管支手術用カテーテル</u></p> <p><u>定義</u></p> <p><u>次のいずれにも該当すること。</u></p> <p>(1) <u>薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であつて、一般的名称が「気管支サーモプラスチック用カテーテルシステム」であること。</u></p> <p>(2) <u>経内視鏡的に気管支を加熱するために用いるカテーテルであること。</u></p>	<p>(別表)</p> <p>Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格001~185 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>